

インドにおけるコンピュータ関連発明の審査ガイドラインが改訂される

2015年08月31日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

インドにおいて特許を受けることができる発明には、コンピュータ関連発明も含まれています。しかしながら、インド特許法第3条(k)には、「数学的方法、ビジネス方法、コンピュータ・プログラムそれ自体、又は、アルゴリズム」が特許を受けることできない発明として規定されています。

インドにおけるコンピュータ関連発明に関し、どのように審査が行われるかについては、「**Manual of Patent Practice and Procedure**」及び「**Guidelines for Examination of Computer Related Inventions (CRIs)**」に記載されています。

このたび、2015年8月21日に、「**Guidelines for Examination of Computer Related Inventions (CRIs)**」が改訂され、直ちに効力を発しています。この改訂版に基づいて、コンピュータ関連発明の審査実務上留意すべき事項について以下に説明します。

【全7頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06-6351-4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.